

東北大学高等大学院 LEAP プログラム Q&A

2026年7月更新

1. 申請資格・手続きについて

1	Q: 社会人学生ですが、申請できますか。 A. 申請可能です。年齢制限や分野の指定はありません。ただし、就職やアルバイト（本学の RA・TF・TA・AA 除く）等による収入見込額が年間 180 万円を超える場合は対象外となります。
2	Q: ダブルディグリープログラムの学生も本支援に申請できますか。 A. ダブルディグリープログラムの学生も申請可能です。該当する場合は、事前に所属研究科へお問い合わせください。
3	Q: 長期履修制度を利用していますが、申請できますか。 A. 長期履修生についても申請は可能ですが、支援期間は認められた履修期間ではなく、元々の標準修業年限内までとします。詳しくは、下記の「3. 休学・留年・長期履修・早期修了・途中辞退等の扱いについて」の Q4 をご確認ください。
4	Q: 現在年間 180 万円以上の収入がありますが、博士課程に進学後は収入が無くなる予定です。この場合申請できますか。 A. 高等大学院 LEAP プログラム（以下、「本プログラム」という）に採用されてから 1 年間の収入見込額が 180 万円未満（本学の RA・TF・TA・AA による収入を除く）であれば、申請可能です。
5	Q: 新 D1 で申請した場合、D3 まで支援は続きますか。毎年度申請手続きが必要ですか。 A. 最初の申請を行い採用となった場合、継続して受給資格を満たせば、標準修業年限まで支援が続きます。なお、毎年度末に継続確認を行います。
6	Q: D1 以外の博士学生も対象になりますか。 A. 申請資格を満たしていれば、D2、D3、D4 の学生も対象となります。（D4 は医歯薬学履修課程の学生。）
7	Q: 申請条件を満たしていれば、確実に採用されますか。また、学年が採否に影響することはありますか。 A. 募集要項に記載のある重複受給の制限や収入制限などの条件を満たしていれば、基本的には採用となります。また、学年（D1、D2、D3 等）は採否に影響しません。
8	Q: 申請書類（研究計画書や業績一覧など）のフォーマット等の指定はありますか。 A. 指定のフォーマットがありますので、所属研究科からの通知をご確認ください。記載すべき業績等の参考情報もフォーマット内に含まれています。

9	Q: 研究計画や業績一覧を提出する目的を教えてください。 A. どのような研究計画なのか、また、指導教員の許可や理解を得ているかを把握する目的で提出を求めています。さらに、所定の時期に成果報告書を提出いただくことにより、年度ごとの業績も確認します。
10	Q: LEAP プログラムへの申請は Google フォームで行うのでしょうか。また、研究奨励費が支給されるのはいつ頃ですか。 A. 申請手続きおよび提出方法については、所属研究科の指示に従ってください。支給時期については以下のとおりです。（ただし、個々の状況によりこの限りではありません。） 4 月期採用：一般枠（月額 10.6 万円）の学生については、最初の支給時（6 月下旬を予定）に、4 月から 6 月までの 3 ヶ月分をまとめて支給します。学位プロ枠（月額 20 万円）の学生は、5 月下旬に 4 月と 5 月の 2 ヶ月分を支給します。 10 月期採用：一般枠及び学位プロ枠のいずれも、最初の支給時（11 月下旬を予定）に、10 月と 11 月の 2 ヶ月分をまとめて支給します。
11	Q: 募集要項はどこで確認できますか。 A. 所属の研究科から募集要項に関する通知が送付されます。また、高等大学院機構大学院教育推進センターのウェブサイト (https://pgd.tohoku.ac.jp/rpc/) にも掲載します。
12	Q: ビザの切り替えを申請中の留学生ですが、どの時点で「日本人学生等」と判定されますか。 A. 原則 4 月 1 日時点（または 10 月 1 日時点）の申請時点でのステータスにより判断します。詳細は学生支援課経済支援係までお問合せください。
13	Q: 学際高等研究教育院に応募しています。一般枠との併願は可能ですか。 A. 可能です。学際高等研究教育院に合格した場合は「学位プロ枠」として採択され、一般枠の申請は自動的に取り下げとなります。
14	Q: LEAP プログラムの申請はいつでも可能ですか。収入制限の都合上、D2 になる段階での申し込みを考えています。 A. 毎年度、4 月期と 10 月期の年 2 回募集を行います。自身の収入状況等を含め、申請資格を満たす時期に申請してください。
15	Q: 博士課程に入学します。RISE プログラムは終了とのことですが、月額 18 万円の支援プログラムはありますか。 A. 月額 18 万円の支援制度はありません。RISE プログラムの後継となるのは、LEAP プログラム（一般枠：月額 10.6 万円）です。なお、RISE プログラムから継続して支援を受けている学生については、経過措置として月額 18 万円（年額 216 万円）が維持されています。

16	Q: 現在勤務しており年収 180 万円を超えていますが、5 月から契約内容が変更され、年収が 180 万円未満になる見込みです。申請可能でしょうか。 A: 収入制限については、本プログラムに採用されてから 1 年間の収入見込額の合計で判断します。契約変更等により、当該 1 年間の収入合計が 180 万円未満になる見込みであれば申請可能です。なお、収入を証明する書類（課税証明書、給与明細等）の提出を求める場合があります。
17	Q: 支援期間中は年収が 180 万円に満たない人が対象とのことですが、最初の申請段階で前年度の年収を証明する書類の提出は必要ですか。前年度の収入が 180 万円を超えている場合は対象外になりますか。 A: 前年度の収入をもって支援対象外とすることはありません。例えば、前年度の収入が 180 万円以上でも、その状況が変わった（会社を退職したなど）場合、今年度の収入見込みが 180 万円未満になっていれば支援対象になります。
18	Q: 学外の財団から年間 120 万円の奨学金を受給する予定ですが、支援対象外となりますか。また、旅費支援も申請できませんか。 A: 民間財団からの給付奨学金を含め、1 年間の収入合計が 180 万円未満であれば申請可能です。本プログラムに採用されれば、公募型研究費支援（旅費等）にも申請できます。ただし、民間奨学金側で併給の制限を設けている場合がありますので、財団の規定を自身で必ず確認してください。
19	Q: TA 以外の支援を受けていない博士後期課程 2 年生ですが、申請資格はありますか。 A: 申請可能です。本学の RA・TF・TA・AA 等による収入は 180 万円の収入制限には含まれません。また、学年による区別はなく、申請資格を満たしていれば対象となります。
20	Q: 180 万円の収入制限に、本プログラムからの支援額（年額 127.2 万円）は含まれますか。 A: 含まれません。本プログラムの研究奨励費以外の収入で計算します。
21	Q: 半年後に学位取得予定ですが、申請は可能でしょうか。また、標準修業年限を超えた場合はどうなりますか。 A: 標準修業年限を超過していなければ、半年の在籍期間でも申請可能です。なお、標準修業年限を超過した時点で、支援は終了となります。
22	Q: 親の扶養に入っている場合でも申請できますか。 A: 申請要件は学生本人の収入のみで判断します。親の扶養に入っているかどうかは、申請要件には影響しません。

23	Q: JICA アグリネット奨学金や国費外国人留学生（MEXT）奨学金を受給していますが、申請可能ですか。 A. 募集要項の重複受給の制限「一 東北大学及び国等の公的機関からの奨学金等を受給している者」または「五 国費外国人留学生制度実施要項に基づき給与を受給している者」に該当するため、申請できません。ただし、博士後期課程の入学（進学）時点で受給期間が終了している場合は申請可能です。
----	---

2. 重複受給・収入制限について

1	Q: 所属企業からの給与収入がありますが、年間 180 万円程度（保険料等控除前）です。この場合、重複受給の制限に抵触しますか。 A. 年間 180 万円（保険料等控除前）以上の給与収入・役員報酬、年金、経済的支援等を受けている場合は、重複受給の制限に抵触するため、支援対象外となります。
2	Q: 海外留学に行くために奨学金を申請しましたが、受給しても差し支えないでしょうか。 A. 往復航空運賃や滞在費など渡航支援として支給されるものについては、受給可能です。なお、当該奨学金側の重複受給の制限も必ず確認してください。
3	Q: 日本学生支援機構の貸与奨学金との併給は可能でしょうか。また、日本学生支援機構奨学金の返還免除申請は対象でしょうか。 A. 日本学生支援機構の貸与奨学金との併給は可能です。また、本プログラムの一般枠（年額 127.2 万円）の方は奨学金返還免除申請が可能です。なお、大学院博士課程で 2023（R5）年度以降に第一種奨学金を貸与された場合、RISE プログラムから本プログラムへの移行者や学位プロ枠の方は、奨学金返還免除の対象外となりますので、ご注意ください。
4	Q: TA・RA 勤務は、重複受給の制限となる年間 180 万円の収入に含まれますか。 A. 本学の RA・TF・TA・AA による収入は、収入制限に含みません。
5	Q: 民間団体から、月額 10 万円（年 120 万円）の奨学金を受給していますが、学外のアルバイトとして月 5 万円（年 60 万円）程度働くことは可能でしょうか。 A. 学外でアルバイトをすることは可能ですが、奨学金、その他給与収入等の合計が年間 180 万円を超えた場合は、本プログラムの受給資格を失いますので、留意してください。
6	Q: 就職し給与収入を得ることになりましたが、収入が 180 万円を超えるまでは辞退しなくてもよいですか。 A. 今後の給与収入等（就職後の給与以外の収入を含む）が年間 180 万円を超える見込であれば、就職の時点で本プログラムを辞退してください。任期付きのポストであっても同様です。なお、就職時に本プログラムを辞退せず、後日就職していることが判明した場合は、その期間分の研究奨励

	費は返還となります。また、一般枠採用者は授業料等免除についても取消となるため、授業料等の支払いが必要となります。
7	Q: 所属企業からの賞与（ボーナス）は収入の年間 180 万円に含まれますか。 A. 賞与（ボーナス）も収入金額等の合計 180 万円に含まれます。
8	Q: 「年間 180 万円以上の収入」の対象期間はいつからいつまでですか？ A. 本プログラムに採用されてからの 1 年間です。
9	Q: 中国からの留学生で、国家建設高水平大学公派研究生項目を受けていますが、申請できますか。 A. 国家建設高水平大学公派研究生項目（中国政府の奨学金）を受けている方は申請できません。これ以外の母国の奨学金等を受給している場合も申請できません。
10	Q: 日本台湾交流協会から奨学金を受給していますが、申請できますか？ A. 日本台湾交流協会奨学金を受けている方は申請できません。これ以外の母国の奨学金等を受給している場合も申請できません。
11	Q: 民間団体等からの給付奨学金は「180 万円以上の収入」に含まれますか。 A. 民間団体等からの給付奨学金は、「180 万円以上の収入」に含みます。
12	Q: 年間 180 万円以上の民間の給付奨学金、または併給不可の民間の給付奨学金を受給している場合、本プログラムに申請できますか。 A. 申請は可能ですが、本プログラムに採用された場合、民間奨学金を辞退する必要があります。民間奨学金の辞退については、辞退が可能かどうかを事前に当該民間団体へ必ず確認してください。また、本プログラムの採用に伴い民間奨学金を辞退する場合は、所定の辞退手続きを行ってください。
13	Q: 本プログラム採用後に民間団体の奨学金の採用が決まりました。どのように対応すればよいですか。 A. 民間団体等の給付奨学金が年間 180 万円以上の場合、または併給不可の奨学金である場合は、ご自身の判断で、本プログラムと当該奨学金のいずれか一方を選択する必要があります。民間奨学金の採用に伴い本プログラムを辞退する場合は、奨学金の支給開始時まで遡って本プログラムの採用が取り下げとなり、すでに受給した研究奨励費は返還となります。なお、一般枠採用者の授業料等免除についても取消となるため、授業料等の支払いが必要となります。
14	Q: 現在グローバル萩奨学金に採用されていますが、本プログラムに申請する場合、別途グローバル萩奨学金の辞退手続きは必要ですか。 A. 本プログラムに採用された場合、グローバル萩奨学金の辞退処理を大学側で行いますので、辞退手続きは不要です。

15	Q: 年間 180 万円の収入判定はどのように行われますか。また、超えた場合のペナルティはありますか。 A. 基本的には本人の申告に基づきますが、必要に応じ、高等大学院機構事務室から収入額を確認できる書類（課税証明書、給与明細、通帳の写し等）の提出を求める場合があります。収入制限に抵触すると判断した際は、研究奨励費の返還や、授業料の支払いを求める可能性があります。
16	Q: 他の奨学金との併給を不可とする民間財団の給付金を受給していますが、本プログラムの研究奨励費は「奨学金ではない」と捉えて併給してもよいですか。 A. 本学としては、奨学金ではなく「研究奨励費」という位置づけですが、財団側がどのように捉えるかによりますので、該当の財団にご確認ください。
17	Q: 収入とは、銀行に振り込まれる額ですか。 A. 給与収入等の場合は、税金や社会保険料等が引かれる前の「総支給額（額面）」です。
18	Q: 180 万円の収入制限に含まれない、東北大学の学内雇用にはどのようなものがありますか。 A. リサーチ・アシスタント（RA）、ティーチング・フェロー（TF）、ティーチング・アシスタント（TA）、アドミニストレイティブ・アシスタント（AA）、サイエンス・アンバサダー（SA）、スチューデント・ラーニング・アドバイザー（SLA）、グローバルキャンパスサポーター（GCS）です。
19	Q: プロジェクト（X-nics 等）で雇われている場合や、「テクニカルスタッフ」等の名称で雇われている場合の給与は、RA の収入に含まれますか。 A. 東北大学から、RA・TF・TA・AA 等の学生就業（学生に対する経済的支援や教育的配慮を目的としたもの）としての給与として支給されているものであれば、180 万円の収入制限には含まれません。
20	Q: 本学における RA・TA 等には時間制限がありますか。また、収入は月平均どの程度になりますか。 A. 本学の RA・TF・TA・AA 等の就業時間については、週 30 時間を超えない範囲と規定されています。ただし、就業時間は、研究及び就学に支障が生じないよう、指導教員と相談してください。また、月額収入は従事する業務の種類や時間数によって異なるため、一概にはお答えできません。
21	Q: 大学病院の診療での収入は、年間 180 万円に含まれますか。 A. 含まれます。（東北大学における RA・TF・TA・AA とはみなしません）
22	Q: 本学の創発 RA（創発的研究支援事業）の収入は 180 万円に含まれますか。 A. 東北大学における RA となるため 180 万円の収入制限には含みません。
23	Q: グローバル萩奨学金の受給者は LEAP へ申請が必要ですか。継続は可能ですか。 A. LEAP プログラムによる支援を希望し申請する場合は、採用をもってグローバル萩奨学金の受給資格を失います。グローバル萩奨学金の継続受給を希望する（LEAP プログラムの支援を希望しな

	い) 場合は、LEAP プログラムへの申請は不要です。
24	Q: 東北大学の連携講座の学生ですが、連携先での収入も“東北大学における RA の収入”と考えますか。 A: 連携先での収入がどういった性質のものか、一概に判断できませんが、本学で RA として雇用され、本学からの RA・TF・TA・AA 等の学生就業（学生に対する経済的支援や教育的配慮を目的としたもの）としての給与として支給されているものであれば、180 万円の収入制限には含めません。連携先からの直接支給など、雇用形態が不明な場合は所属研究科や部局にご確認ください。
25	Q: 海外研修や海外でのインターンシップによる給与は、180 万円の収入制限に含まれますか。 A: 派遣先が海外の大学や研究機関（民間企業の研究開発部門含む）の場合、派遣先からの留学支援を目的とした給与及びインターンシップ等の給与で、指導教員が当該学生の研究に必要と認めたものについては、180 万円の収入制限に含みません。
26	Q: 個人事業の収入は、経費を差し引いた金額でしょうか。 A: 総収入金額から必要経費を差し引いた金額（所得金額）となります。
27	Q: 180 万円の収入とは、売上総額面ですか、それとも経費を差し引いた所得ですか。 A: 給与収入の場合は「総支給額（額面）」、個人事業等の場合は総収入金額から必要経費を差し引いた「所得金額」となります。ただし、必要経費として認められるかどうかの最終判断は税務署が行いますので、詳細は所轄の税務署へお問い合わせください。
28	Q: 特別研究員（DC）に申請する場合、LEAP プログラムの支援は受けられませんか。 A: JSPS の特別研究員（DC）に申請しても、実際に採択され支援が開始されるのは翌年 4 月となりますので、それまでは LEAP プログラムによる支援が可能です。年度末に次年度の継続確認を行いますので、その際、特別研究員に採用され LEAP プログラムを辞退する旨を申し出てください。
29	Q: 配偶者の年収が 180 万円以上でも、本人の年収が 180 万円未満であれば支援対象となりますか。 A: 対象となります。収入制限の判定はご本人の収入のみで行います。
30	Q: 親等から送金されるお金（いわゆる仕送り）は、180 万円に含まれますか。 A: 仕送りは含めません。

3. 休学・留年・長期履修・早期修了・途中辞退等の扱いについて

1	Q: 現在休学中ですが、申請できますか。 A. 本プログラムへの申請の機会は年に2回（4月と10月）設けていますが、4月期採用の場合は4月1日時点、10月期採用の場合は10月1日時点で休学中の方は申請できません。現在休学中の方でも、復学後の最初の申請時期に申請いただくことは可能です。																
2	Q: 休学したことがあります。支援期間はいつまでになりますか。 A. 支援期間はすでに取得した休学期間を除いた標準修業年限までです。 例) 後期3年の課程 2024年4月に入学し、2025年4月1日から1年間休学し、2026年4月1日から復学し、本プログラムに採用された場合には、在学期間から休学期間を除いた、残り2年（2028年3月まで）が支援期間となります。 申請時 ↓ <table><tr><td>2024.4</td><td></td><td>2025.4</td><td></td><td>2026.4</td><td></td><td>2027.4</td><td></td></tr><tr><td>入学・在学</td><td></td><td>休学</td><td></td><td>在学・採用</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	2024.4		2025.4		2026.4		2027.4		入学・在学		休学		在学・採用			
2024.4		2025.4		2026.4		2027.4											
入学・在学		休学		在学・採用													
3	Q: 本プログラムに採用後、休学する場合には、どのような対応になりますか。 A. 本プログラム採用後に休学する場合には、その期間、研究奨励費等の支給は停止し、復学前に行う所属研究科での所定の手続き後に支援を再開します。																
4	Q: 長期履修が認められていますが、本プログラムに申請できますか。 A. 長期履修生についても申請は可能ですが、支援期間は認められた履修期間ではなく、元々の標準修業年限内までとします。例えば3年のところ6年で履修が認められている場合であっても、D1で採用された場合は3年目まで支援、D2で採用された場合は2年目までの支援となります。4年目以降の学生については、申請の対象となりません。 例) 後期3年の課程で、3年のところ6年の履修に変更。支援期間は3年次まで。 <table><tr><td>1年次</td><td>2年次</td><td>3年次</td></tr></table> 支援期間終了 ↓ <table><tr><td>1年次</td><td>2年次</td><td>3年次</td><td>4年次</td><td>5年次</td><td>6年次</td></tr></table>	1年次	2年次	3年次	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次							
1年次	2年次	3年次															
1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次												
5	Q: 採用後、やむを得ない事情により本プログラムを辞退することとなった場合、それまでに受給した研究奨励費を返還する必要がありますか。 A. 辞退の申し出が遅れたことにより辞退日以降に振り込まれた研究奨励費については、返還の必要があります。また、一般枠の学生で授業料免除となっていた場合は、辞退日以降の分は免除取消となり授業料の支払いが必要となります。辞退の可能性が生じた際には、速やかに所属研究科（学位プログラムに所属している学生は学位プログラム事務室）にご相談ください。																

6	Q: 博士後期課程の途中で退学した場合、研究奨励費の返還は求められますか。 A: 退学等により正規生の身分を失った場合は受給資格を喪失します。事後に退学等が判明した場合は、受給資格喪失日以降に振り込まれた研究奨励費について返還を求めることがあります。
---	---

4. 留学中、インターンシップ中など学外にいる場合の取り扱いについて

1	Q: 留学期間中も研究奨励費は受給できますか。 A: 毎月の在籍報告を行うことを条件として、受給可能です。なお、在籍確認等の締切日時は、全て日本標準時としますので、ご注意ください。
2	Q: 現在海外におり、入学後一度も来学していない学生も申請できますか。 A: 申請は可能ですが、研究奨励費の支給は、日本に入国・来学し手続き後に開始します（日本に来る前の期間は支給対象外とします）。なお、本学の博士前期課程（修士課程）に在籍していた場合も、本プログラム採用時に海外に居住している場合は、上記と同じ取り扱いとします。また、毎月の在籍報告締切日までに来学し、手続きを完了した場合は、当月から支給が開始します。
3	Q: 研究指導の委託により他機関で修学していますが、研究奨励費は受給できますか。 A: 国内の他の大学、研究機関等で修学している場合でも、研究奨励費の受給は可能ですが、毎月の在籍報告が必須となります。なお、国外の大学、研究機関等において研究指導を受けており、入学後一度も来学していない場合には、Q4-2のとおり、本プログラムへの申請は可能としますが、研究奨励費の支給は、日本に入国・来学し、手続き後に開始します。
4	Q: インターンシップ期間中も研究奨励費は受給できますか。また、インターンシップ先からの報酬を受け取ることは可能ですか。 A: インターンシップ期間中も、研究奨励費の受給は可能です。また、インターンシップ先からの報酬についても、収入制限の範囲内において受け取ることが可能です。併せて、「2. 重複受給・収入制限について」のQ25をご確認ください。なお、インターンシップ期間中も、毎月の在籍報告は忘れずに行ってください。

5. 採用者の義務・税金関係について

1	Q: 一般枠での受給者ですが、自身の研究活動以外に採用者が受講すべきものはありますか。 A: 本プログラムは単なる経済的支援ではなく、博士学生の研究力強化やキャリア開発支援を含めた総合的な支援となっています。そのため、研究力強化に資するウェビナーやオンライン学習プラットフォーム（Nature Masterclasses 等）、トランスファブルスキルの修得、日本人学生・留学生それぞれに対応したキャリア開発などを実施していきます。本プログラムでは、それらを総称して「高等大学院
---	--

	研修プログラム」とし、全ての採用者へ提供します。高等大学院研修プログラムには必修科目が設定されており、各学年に設定された科目を毎年履修する必要があります。詳細については、採用者専用ページ（学内限定の Google サイトですので、東北大メールアドレスの Google アカウントでログインする必要があります）に掲載しています。
2	Q: 高等大学院研修プログラムにどのくらい参加すればよいですか。 A. 必修科目・選択科目については毎年度一覧表を提示します。なお、必修科目については、毎年度の指定期日までに、指定された内容を履修する必要があります。期日までに履修しなかった場合には、研究奨励費等の支給停止や返還、採用者資格の喪失となりますので、留意してください。
3	Q: どのような場合に研究奨励費の返還が生じますか。 A. 以下の場合、研究奨励費の返還義務が生じます。 ● 不正や虚偽が認められた場合（重複受給の制限や遵守事項に十分留意してください） ● 重複受給の制限に該当し、遡って本プログラムを辞退する場合（研究奨励費は、辞退日に遡って返還いただきます）
4	Q: どのような場合に研究奨励費は支給停止となりますか。 A. 以下の場合、研究奨励費は支給停止となります。 ● 毎月の在籍報告が締切日までに提出されない場合：該当月の研究奨励費は支給停止となります。 ● 研究成果報告書が締切日までに提出されなかった場合：締切日の翌月分より支給停止となります。 ● 高等大学院研修プログラムの必修科目について、毎年度指定する締切日までに完了しない場合：締切日の翌月分より支給停止となります。
5	Q: 研究奨励費に税金はかかりますか。 A. 研究奨励費は雑所得扱いとなることから、毎年、確定申告により所得税を納税する必要があります。なお、確定申告を行うことにより、翌年から住民税を納税する義務が生じます。また、親または親族等の被扶養者（健康保険、扶養手当など）となっている場合には、扶養から外れる可能性があるため、扶養者あるいは扶養者の勤務先等に確認し、必要な手続きを行うことが必要です。留学生については、租税条約の対象となる場合があるため、所属研究科の担当係にお問い合わせください。
6	Q: 成果報告書の提出は、年 2 回ですか。 A. 一般枠（月額 10.6 万円）の学生は、年 2 回となります。なお、一般枠（RISE からの継続採用者：月額 18 万円）及び学位プロ枠の学生（月額 20 万円）は、年 1 回です。
7	Q: 必修プログラム（必修科目）の詳細と完了時期について教えてください。 A. 高等大学院研修プログラム必修科目には、オンデマンドで提供するトランスファラブルスキル研修などがあります。完了締め切りは、例えば翌 1 月末などに設定し、採択後数ヶ月かけて受講していただきます。学年によって締め切りを早める等はありません。なお、締め切りを過ぎても完了していない場合、研究奨励費の支給は停止します。

8	Q: 国際共同大学院プログラム、産学共創大学院プログラム、または学際高等研究教育院に採用された場合、LEAP プログラムの必修科目は受講しなくてもよいですか。 A: 学位プログラム、一般枠ともに LEAP プログラムによる支援を受けている学生には、高等大学院研修プログラム必修科目の受講義務があります。一方で、学位プログラムごとに課されるタスクがあるため、学生の負担量を考慮して、学位プログラムと一般枠とで受講内容の調整を行います。詳細については、採用者へ別途案内します。
9	Q: 扶養から外れる手続きはいつ行うべきですか。 A: 支給時期に関わらず、現在扶養に入っている親等の勤務先の健康保険組合等にご確認ください。
10	Q: 研究奨励費は雑所得として確定申告が必要とのことですが、どこまで経費として申告できますか（交通費や書籍代など）。収入と必要経費はどう扱われますか。 A: 必要経費として認められるかどうかの最終判断は税務署が行います。大学側では判断できかねますので、必要経費等について不明な点がある場合は、ご自身で所轄の税務署へ直接お問い合わせください。
11	Q: LEAP プログラムを辞退した場合、辞退日以降も LEAP プログラムの義務は発生しますか。 A: 辞退日以降は、LEAP プログラムにおける義務（必修科目の受講など）は発生しません。
12	Q: 一般枠の支給金額（10.6 万円）を、税金や扶養の都合で減額することは可能でしょうか。 A: ご自身の都合で支給月額を減額することはできませんが、毎月の在籍報告の際、当該月の研究奨励費の受給を希望しないという選択は可能です。
13	Q: 学内限定のサポート（Nature Masterclasses）は学外からでも利用可能ですか。 A: 2026 年 4 月より、東北大学のメールアドレス（@tohoku.ac.jp または @dc.tohoku.ac.jp）を利用して登録・認証することで、学外のネットワークからでも利用可能となりました。詳細は、特設ページをご覧ください。 https://pgd.tohoku.ac.jp/rpc/Nature_Masterclasses.html

6. 公募型研究費支援（旅費等）について

1	Q: 公募型研究費支援（旅費等）について教えてください。 A: 博士学生の国際研鑽の機会を提供するため、国際会議での研究成果発表に向けた研究費支援として実施します。詳細については、募集要項をご確認ください。概要は以下のとおりです。（一部変更となる場合がありますので、予めご了承ください。） ・旅費：航空券代・交通費・移動雑費（日当）・宿泊費 ・諸経費：会議参加登録費、ビザ取得費用（研究目的のみ）、海外旅行保険料、ポスター印刷代、発表を実施するために必要な研究活動に伴う物品購入費等も含む ・申請一件当たり上限 40 万円 詳しくは、公募型研究費支援（旅費等）の募集要項及び FAQをご確認ください。
---	---

7. 授業料等免除について

1	Q: LEAP プログラムの支援対象外ですが、授業料等免除の申請はできますか。 A: 日本人学生等であれば、経済的理由による免除の申請は可能です。申請手続きについては、博士課程学生への「優秀な学生に対する授業料等免除支援」についてのウェブサイトをご確認ください。
2	Q: 留学生ですが、授業料を納付期限までに支払うことが難しいです。 A: 経済的な理由で授業料の納付が難しい場合は、徴収猶予や月割分納制度を利用できます。申請手続きについては入学料・授業料免除のウェブサイトをご確認ください。
3	Q: 日本人学生ですが、授業料等免除の手続きは別途必要ですか？ A: LEAP プログラムの採用をもって免除としますので、授業料免除のための手続きは不要です。 なお、入学料免除については事前に手続きが必要となりますので、各研究科の入学手続き案内をご確認ください。
4	Q: 日本人学生ですが、本プログラムを途中で辞退した場合、授業料の免除はどうなりますか。 A: 辞退後は授業料免除の対象外となりますので、授業料の支払い義務が生じます。 例えば 6 月に辞退した場合は、7 月以降の授業料を支払う必要があります。
5	Q: 博士課程修了を延期した場合、超過期間の授業料は免除されますか。 A: LEAP プログラムでの支援期間は原則として標準修業年限までとなります。超過した期間については LEAP プログラムでの支援対象外となり、あわせて授業料免除の対象外となります。
6	Q: 入学料を支払う予定ですが、後で返金されますか。また、入学金は免除されますか。 A: 内部進学の場合は入学料を支払う必要はありません。外部から入学される方のうち、日本人学生

	等については、入学手続き時に専用のフォームで入学料免除を申請する形になります（申請方法は研究科にお問い合わせください）。その後 LEAP プログラムに採用となった場合は、正式に免除となります。免除申請をせずに入学料を支払い LEAP プログラムに採用となった場合は、後日返金いたします。
7	Q: 民間奨学金を年額 180 万円以上受給しており LEAP プログラムの支援対象外ですが、入学料・授業料免除の支援は受けられますか。 A. LEAP プログラムによる入学料・授業料免除の支援は受けられませんが、日本人学生等であれば、経済的な理由による入学料および授業料免除申請は可能です。ただし、経済的な理由による免除は、審査の上決定されることから、免除されないこともありますのでご注意ください。なお、留学生の方は対象外となります。詳細は免除関係のウェブサイトをご参照ください。 https://c.bureau.tohoku.ac.jp/gakusei-shien/menjo/yuusyusya/
8	Q: LEAP プログラム一般枠対象者は、申請資格を満たしている場合は、申請すれば採用されるのですが、念のため経済的理由による授業料免除も併せて応募できますか。 A. 日本人学生等であれば、念のため申請いただくことは可能です。詳細は経済支援係までお問合せください。
9	Q: 留学生が授業料免除の対象外になったのはなぜですか。 A. 入学料・授業料は、日本人学生・留学生を問わず支払うのが原則です。SPRING は、事業の見直しにより留学生の生活費支援は対象外となりましたが、本学としては国籍を問わず研究奨励費（生活費支援）を支給することとしました。一方で、日本の学生の博士課程進学を促進する観点から、日本人学生等に授業料免除を行っております。学位プログラムや JSPS 特別研究員の特に優秀な留学生は、授業料免除の対象となっています。なお、授業料の月割分納や徴収猶予の制度もありますので、必要に応じてご利用ください。
10	Q: 留学生は、LEAP プログラムに申請すれば授業料免除の対象になりますか。 A. LEAP プログラムの一般枠の留学生は、授業料免除の対象外ですので、授業料の支払いが必要です。なお、学位プログラムや JSPS 特別研究員に採用されている学生は、日本人学生・留学生問わず、全額免除の対象です。
11	Q: 留学生は、学位プログラムに所属していても、入学料の免除にはなりませんか。 A. はい。留学生は、学位プログラムに所属していたとしても、入学料は免除になりません。

8. 旧 AGS RISE プログラムからの支援継続学生について

1	Q: 2024 年度に挑戦的研究支援プロジェクトに採用され、2025 年度に RISE プログラムへ移行した学生は、どの支援を受けることになりますか。 A: LEAP プログラムからの支援を受けることになりますが、RISE プログラムからの継続採用者として、経過措置により、研究奨励費は RISE プログラムと同額（月額 18 万円）が維持されます。ただし、個人研究費はなくなりますので、必要に応じて公募型研究費支援などをご活用ください。
2	Q: RISE プログラムでは本学の RA 収入を 180 万円に含んでいましたが、LEAP プログラム移行後は含まれなくなるということですか。 A: 本学の RA・TF・TA・AA 等収入は、180 万円の収入制限に含まれません。LEAP プログラムでは、RA・TF・TA・AA 等を通じて学生がより支援を得られるよう方針を変更しました。RISE プログラムからの移行者に対しても、LEAP プログラム新規採用者と同様の扱いに変更となります。「2.重複受給・収入制限について」の Q18 もご確認ください。
3	Q: 成果報告書の提出は、年 2 回ですか。それとも、RISE の時と同じ年 1 回ですか。 A: 2025 年度に RISE プログラムで支援を受けていた方（月額 18 万円および月額 20 万円受給者）は、これまでと変わらず年 1 回の提出となります。各採用者には、別途提出期限・提出方法等をご連絡します。

9. その他・プログラム全般について

1	Q: 現在学位プログラムに所属している学生は、LEAP プログラムが不採用になることはありませんか。 A: 申請資格を満たし、学位プログラムからの推薦が得られれば、採用となります。各プログラム事務室の指示に従い手続きを行うことで、「学位プロ枠」として支援の対象となります。
2	Q: 修士から学位プログラムに所属しており、博士進学後も継続する場合、LEAP プログラムへの申請は必要ですか。 A: 学位プログラムを継続する場合は「学位プロ枠」として支援されるため、「一般枠」への申請は不要です。「学位プロ枠」への申請については、各プログラム事務室の指示に従ってください。
3	Q: 博士課程に入学予定ですが、学位プログラムに応募できますか。また、外部からの進学や年度の途中からでも参画可能ですか。 A: 学位プログラムへの応募資格や募集時期、参画可能な年次は各プログラムによって異なります。詳細は高等大学院機構または各プログラムのウェブサイトをご確認ください。

4	Q: 次世代 AI 人材育成プロジェクトに採用されていますが、LEAP プログラムの公募型研究費支援の申請は可能ですか。 A. 次世代 AI 人材育成プロジェクトは LEAP プログラムには該当しないため、公募型研究費支援の申請はできません。
5	Q: JSPS 特別研究員への申請に関する支援はありますか。 A. 本学研究推進部にて、動画説明会や個別相談会を実施しています。動画説明会では、制度の概要や、申請書の書き方等について、説明しておりますので、ぜひご活用ください。また、採用可能性がぐんと up する tips 及び申請書作成上のチェックポイント・確認用チェックリストの配付、過去の採用者の申請書閲覧サービスもございますので、併せてご活用ください。 (参考:【学内限定】https://c.bureau.tohoku.ac.jp/kensui-top/3jsps/support/)
6	Q: COE (在留資格認定証明書) 申請や入国管理局での学生ビザ更新の際に、経済的支援の証明として使える書類は発行されますか。 A. 採用結果の通知時に、「研究奨励費支給証明書」を発行します。原本は保管し、都度コピーして使用してください。
7	Q: 所得税、住民税、国民健康保険、国民年金などの手続きについて、今後大学から案内はありますか。 A. 基本的に、社会の一員として手続きを進めるべきものは、学生ご自身で行っていただく必要があります。LEAP プログラム研究奨励費受給ハンドブックを参考に、ご自身で必要な手続きを行ってください。
8	Q: 今後、質問がある場合は、研究科と高等大学院機構事務室のどちらに問い合わせればよいですか。 A. 応募方法や募集の締め切りに関する問い合わせは、所属研究科へお願いします。本プログラムの内容に関連する質問であれば、高等大学院機構事務室または大学院教育推進センターに問い合わせください。